

統合新病院新築基本設計コンストラクション・マネジメント業務
公募型プロポーザル公告

令和 7 年 3 月 31 日

青森県病院事業管理者 大山 力

1 業務概要

(1) 業務名

統合新病院新築基本設計コンストラクション・マネジメント業務

(2) 業務内容

「統合新病院新築基本設計コンストラクション・マネジメント業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期限

令和 8 年 10 月 30 日

(4) 提案の上限金額

59,840,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加者資格要件

下記の（１）から（13）までを全て満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 5 条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第 7 条第 1 項に規定する有資格建設関連業者名簿に登載されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (7) 青森県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準

ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (9) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受け、直接的な雇用関係にある一級建築士 5 名以上の事務所であること。
- (10) 直接的な雇用関係にある CCMJ（（一社）日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー）が 5 名以上所属していること。
- (11) 本件調達の公告日までの間に完了している、公的主体（公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に記載される「国、特殊法人等又は地方公共団体」、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に定める国立大学法人」及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に定める公立大学法人」が発注する病床数が 400 床以上の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院をいう。以下「病院」という。）の新築（建て替えを含む。）に係る設計者選定段階及び基本設計段階のコンストラクション・マネジメント業務の実績（共同企業体での実績の場合は代表者であった場合のものに限る。）を有していること。
- (12) 次のいずれの資格も有する管理技術者を配置すること。
- ① 一級建築士
 - ② 認定コンストラクション・マネージャー
 - ③ 上記（11）の業務の履行に管理技術者として携わった実績を有すること。
- (13) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。また、（2）の要件を満たす者であること。
 - ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）及び（3）～（8）の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体として（9）～（12）の要件を満たす者であること。

3 手続等

(1) 担当部署

〒030-0822 青森県青森市中央三丁目 20-12

青森県病院局運営部（総合政策部統合新病院開設準備室）

電話番号：017-753-0238

電子メールアドレス：shinbyoin@pref.aomori.lg.jp（メールの受付については 4 月 1 日から）

(2) 参加申込書等の交付

① 交付期間

令和 7 年 3 月 31 日（月）から令和 7 年 4 月 7 日（月）まで

② 交付方法

青森県立中央病院ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書等の提出

① 提出書類

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 会社等概要（様式第 2 号）

ウ 業務経歴表（様式第 3 号）

エ 配置予定者調書（様式第 4 号）

オ 業務経歴表（様式第 3 号）、配置予定者調書（様式第 4 号）に記載する業務経歴及び業務実績が確認できる資料（契約書、業務完了報告書及び体制図等の写し等）

② 提出先

3（1）と同じ

③ 提出方法

電子メールとする。なお、提出後、（1）担当部署に電話で受信確認を行うものとする。

④ 提出期限

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 9 時から令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時まで

（4）質問の受付

① 提出書類

質問書（様式第 5 号）

② 提出先

3（1）と同じ

③ 提出方法

電子メールとする。なお、提出後、（1）担当部署に電話で受信確認を行うものとする。

④ 提出期限

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 9 時から令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時

⑤ 回答方法

質問に対する回答等は、令和 7 年 4 月 10 日（木）までに参加者全員に電子メールで回答する。

（5）企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書

様式第 6－2 号は、A 3（日本産業規格）3 枚までとし、タイトルのフォントサイズは 12pt 以上、本文のフォントサイズは 10.5pt 以上とする。

イ 積算内訳書

参考として本業務に関する積算内訳書（様式 10）及び、実施設計段階以降のコンストラクション・マネジメント業務に係る積算内訳書（様式 11）を提出すること。

② 提出部数

正本 1 部

③ 提出先

3（1）と同じ

④ 提出方法

電子メールでの提出とする。提出後、（1）担当部署に電話で受信確認を行うものとする。

⑤ 提出期限

令和7年4月17日（木）午後5時（郵送の場合は当日消印有効）

4 その他

- （1）詳細は、統合新病院新築基本設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル実施要領による。
- （2）参加申込書を提出しない者は、企画提案書等を提出することができない。
- （3）企画提案書等の審査は、「統合新病院整備基本設計コンストラクション・マネジメント業務企画提案審査会」を設置し、企画提案書に係るヒアリングを行い、企画提案書評価基準に基づき最優秀提案者及び次点者を選定する。
- （4）実施設計段階以降のコンストラクション・マネジメント業務について、随意契約する場合がある。
- （5）本業務の受注者（共同企業体にあつては構成員含む。）、又はこれらと資本関係、もしくは人的関係のある者は、統合新病院整備に係る設計業務、開院支援業務及び工事の受注者となることができない。

※資本関係又は人的関係のある者

ア 資本関係とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある場合、又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

イ 人的関係とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねていることをいう。

- （6）公募型プロポーザル当たって、貸与可能な図書は以下のとおり。

貸与を希望する者は、参加申込書と併せて貸与申請書（様式12）を提出すること。

- ・ 青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備基本構想・計画策定支援等業務委託報告書
- ・ 青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務報告書
- ・ 統合新病院整備地質調査業務報告書
- ・ 統合新病院整備敷地現況測量業務委託報告書